

令和4年度 第3回野木町空家等対策協議会議事録(要旨)

日 時	令和5年1月24日(火) 14時30分～15時25分
会 場	野木町役場本館2階大会議室
出席者委員	真瀬宏子委員(会長)、下坂孝委員(副会長)、齊藤博委員、成田秀志委員、松本光司委員、小川信子委員、岩瀬勇委員、増山正明委員、山中敏正委員、上野寿幸委員(代理 松本将和氏)、真瀬栄八委員、寺内由一委員、知久善一委員
欠席者委員	なし
事務局	舘野政策課長、大日方政策推進係長、篠原移住定住促進班係長、桑原主査
傍聴者	なし
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議 題	(1) 第2期野木町空家等対策計画(案)に係るパブリックコメントの結果について (2) 第2期野木町空家等対策計画(最終案)について
4. その他	
5. 閉 会	

議事内容(要旨)

	議題（１）第２期野木町空家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの結果について
事務局	議題（１）について説明。
議長	議題（１）の事務局の説明に対して、意見・質問を求めた。 （意見・質問なし） 議案（１）について事務局報告のとおり了承いただくことでよろしいか諮った。（了承の声あり） 議題（１）について了承することを告げた。
	議題（２）第２期野木町空家等対策計画（最終案）について
事務局	議題（２）について説明。
議長	議題（２）の事務局の説明に対して、意見・質問を求めた。
委員	計画書に掲載されている図表の番号表示について。 P3、P4の表のみ表題に①②と番号が記載されているが、それ以外のページの表には表番号が記載されていない。通常学術論文等では全ての図表に番号を記載するが、本計画についてはどのように考えているか。
事務局	P3、P4の表は空家等実態調査という同一調査の結果に基づくものであることから、関連のあるものとして①②と表記している。前期計画においても同様の表記方法をとっており、前期計画を踏襲したかたちである。
委員	P2の表は「第２章 1 [1]」の項目内の表が一つのみであるため番号の記載がなく、P3、P4の表は「第２章 1 [2]」の中に二つの表があることから前期計画から①②と番号が記載されていると推測される。 行政文書においては必ずしも学術論文のように図表に番号を記載するというルールでないため、このような表示としているのではないか。
委員	本計画は学術論文のように多数の表が掲載されている訳ではないため、図表に番号の記載がなくても問題ないように感じる。
委員	P5のグラフ表題について。 他ページの表は表外左上に表題が記載されているが、P5のグラフのみ枠内上部中央に記載されており、統一性がないように感じるがいかがか。
委員	P5はグラフであり、他ページの表とは性質が異なるため、現状のままの表記でもよいのではないか。 重要なのは、どのような表記方法にするのが読み手にとって読みやすい計画となるかである。
委員	他ページの表と同様にP3、P4の表についても表題の記載があり、それをもって表の内容が把握できるため、あえて①②等の番号を記載する必要はないのではないか。 ①②を削除すれば、他ページの表とも表示が揃い体裁が整うのでは。

委員	皆様から出た意見を整理すると、P3、P4の表については表題から①②を削除し、P5のグラフ表題については他の表と体裁を揃えるためにグラフ枠外左上に太ゴシックで表示するのが良いのではと考えるがいかがか。
議長	委員提案のとおり修正してよろしいか諮った。(賛成の声あり)
委員	P10について、このページのみ文字の表示が粗いように感じる。また、他ページの本文は明朝体で統一されているが、P10のフローチャートはゴシック体で表示されており、見づらいように感じるがいかがか。
委員	フローチャートのフォントについては現状のままで特に問題ないと考ええる。
事務局	P10の表示の粗さについては、前期計画に掲載されていた画像をそのまま引用したことが原因と考える。事務局で新たにフローチャートを作成し直し、フォントについては明朝体も含めて検討したい。
委員	図表に番号を記載しないことで統一するのであれば、P10のフローチャートについても「図1」の表示を削除した方がよいのではないか。
委員	それに付随してP9本文最下段「…次ページの図1のとおりです。」を「…次ページのとおりです。」と修正する必要がある。
議長	P9本文の修正、P10「図1」の削除については、委員から提案のあったとおり対応し、フローチャートの表示方法については事務局に一任することによりよろしいか諮った。(賛成の声あり)
委員	今国会に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の改正案が提出され、その内容から町の権限が拡充されることが想定されるが、国会を通過し法律が改正されると本空き家等対策計画を見直す必要性が出てくるのか。
委員	新聞報道により把握したところだが、現状栃木土木事務所においても改正案の内容等詳細な情報は把握できていない。改正法が施行され、その内容が本計画に影響するものであれば、再度検討する必要性が出てくると考える。
委員	報道内容としては、現状の行政代執行の仕組みの他に新たに台風や地震等で空き家の損壊が進むなど緊急度が高い場合に、手続きを一部省いて撤去できるようになる等、市町村の権限が拡充するイメージである。 また、住宅がある土地については固定資産税が軽減される優遇制度があるが、今回の改正案では、特定空き家等以外の物件についても自治体が勧告を実施した物件については税優遇が解除できるようになることが予測される。
委員	今回の法改正では、住宅から商業施設への用途変更を認める等空き家の利活用に関しても国が後押しを進めていく方針であるように見受けられる。今後様々な面で空き家を取り巻く状況が変わってくることが予測されるため、その際にはまた改めて協議会においてご審議いただきたい。

議長

改正案については現状国会で審議している段階であり、本計画の策定にあたってはその内容を反映することが叶わないため、今年度皆様にご審議を重ねていただいた現状の内容で策定させていただき、今後改正法施行後に計画内容の見直しが必要となった場合には、再度皆様にご審議いただき計画を改定するというところでよろしいか。

また、本日皆様からご意見いただいた箇所については事務局で責任をもって修正した上で、「第2期野木町空家等対策計画（案）」については、了承いただくことでよろしいか諮った。（了承の声あり）
議題（2）について了承し、計画書表紙の（案）を削除するよう告げた。